

2018年1月1日

## 監査役会通信(No.21)

社外監査役 堀口基次

実効性ある監査のために

昨年11月にコンプライアンス委員会活動の一環として「会社法の基礎」について、全社員を対象とし勉強会が開催されました。たいへん良い機会を作っていただきよかったですと思っています。そこで、年初にあたりもう一度監査役の職務についてご理解をいただき、みなさんのご協力をいただきたくまとめてみました。

監査役は、株主によって選任され、会社の委任を受けた独立の機関です。取締役会は、代表取締役を含む取締役の職務の執行を監督しますが、監査役に対する監督権限はなく、監査役会も監査役の権限の行使を妨げることはできません。

監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査報告書を作成しなければなりません。また、取締役会に出席し、必要と認めるときは、意見を述べなければなりません。

監査役は、会社の業務・財産の調査権など幅広い権限を有する一方、善管注意義務や取締役会・株主総会への報告義務など種々の義務を負います。これらの権限・義務は、多発する企業不祥事に対応すべく、法改正の度に強化されてきています。

さて、そもそも監査役の責務は何なのかという具体的・体系的な実務指針について当社では、日本監査役協会が定められた「監査役監査基準」に則り定めており、この監査役監査基準の中に監査役の責務や心構えをはじめ、詳細な規定があり、この基準及び監査役会規則に基づいて監査役は職務を遂行しています。

**「責務」**取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業及び企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともにこれらのステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。

**「心構え」** 独立の立場、公正不偏の態度、信念に基づく行動、監査品質向上のための自己研鑽などが求められている。

今、各社において監査役会を充実させようという動きが出ています。ある会社の監査役会は昨年からは監査活動の実効性評価を始められました。すべての監査役が意見を述べ、議論し、自己評価をし、結果について取締役会に伝えられ開示されているとのこと。

当社においても、昨年 10 月に実施し、皆様のご協力を得、いろいろなご意見をお聞かせいただくことができ、その結果を取締役会にて報告させていただくことができました。

監査役の責務を全うするためには、今行っている監査で良いのかどうか自社を俯瞰する目を持って監査を実施しているかどうか自ら監査役同士で反省・評価し合い、また皆さんに評価していただき、実効性ある監査役監査を行わなければならないと自問自答しています。